美里町監査委員告示第４号

地方自治法第１９９条第７項に基づく財政援助団体等の監査を実施した結果について、同条第９項の規定により公表する。

令和３年１１月１６日

美里町監査委員　　相　馬　光　喜

美里町監査委員　　櫻　井　功　紀

１　監査の基準

本監査は美里町監査基準に基づいて実施した。

２　監査の種類

財政援助団体等監査（令和元年度会計、令和２年度会計）

３　監査の対象

①　補助金

社会体育団体支援事業（特定非営利活動法人美里町体育協会）

②　指定管理料

北浦コミュニティセンター施設管理（北浦地区農村集落センター運営協議会）

トレーニングセンター施設管理及び南郷体育館施設管理

（特定非営利活動法人美里町体育協会、特定非営利活動法人美里町体育協会・株式会社オリエンタルコンサルタンツ美里町スポーツ施設指定管理業務共同事業体 代表 特定非営利活動法人美里町体育協会）

４　監査の着眼点（評価項目）

補助金の交付又は指定管理料の支払を受けている団体の当該補助金又は指定管理料に係る出納その他の事務の執行が補助金の交付又は指定管理料の支払の目的に沿って行われているか。

５　監査の実施内容

令和３年１１月９日、美里町北浦コミュニティセンター及び美里町トレーニングセンターにおいて、補助金の交付又は指定管理料の支払に係る関係書類の提出を求め、財政援助団体職員及び所管課職員から説明を聞取る等の方法により実施した。

６　監査等の結果

１から５まで記載した事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているものと認められる。